

事業の種類注3)	環境影響評価法	福岡県			佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県		沖縄県		
		県	福岡市	北九州市						一般地域	特定地域注15)	一般地域	特別配慮地域注16)	
道路	高速自動車道	すべて	-	すべて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	首都高速道路	4車線	-	すべて注4)	-	-	2車線、7.5km注4)	-	-	-	-	-	-	
	一般国道	4車線、10km	4車線、5km	4車線、3km	4車線、5km	4車線、3.5km	4車線、7.5km	4車線、5km (森林地域は2車線、10km)	-	4車線、5km	4車線、6km	4車線、4km	4車線、7.5km~10km 2車線、10km	4車線、3.75km~5km 2車線、5km
	大規模林道	幅6.5m、20km	2車線、10km	すべて	2車線、10km	幅6.5m、7km	幅6.5m、15km	幅6.5m、10km	-	2車線、10km	幅6.5m、10km	幅6.5m、7km	幅4m、2km	幅4m、2km
	その他の道路	-	4車線、5km	4車線、3km	4車線、5km	4車線、3.5km	4車線、7.5km	4車線、5km (森林地域は2車線、10km)	県道、市町村道 4車線、7.5km	4車線、5km	4車線、6km	4車線、4km	4車線、7.5km~10km 2車線、10km	4車線、3.75km~5km 2車線、5km
特別な場合の一般国道等注5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農道、2車線、10km 2車線、2km	農道、2車線、5km 2車線、2km
河川	ダム	100ha	50ha	10ha	50ha	35ha	30ha	50ha	-	50ha	-	-	20ha	10ha
	堰	100ha	50ha(25ha増)	10ha	50ha(25ha増)	35ha(17.5ha増)	30ha(15ha増)	50ha(25ha増)	-	50ha(25ha増)	40ha	30ha	15ha	7.5ha
	放水路	100ha	50ha	-	50ha	35ha	-	50ha	-	50ha	-	-	15ha	7.5ha
	湖沼水位調節施設	100ha	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	河川改修	-	-	1km(二級河川)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	砂防ダム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5ha	2.5ha
	新幹線鉄道	すべて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄道	普通鉄道、軌道	10km	5km	1km・ 連続立体交差事業	5km	3.5km	7.5km	5km	-	5km	5km	3km	5km	2.5km
	飛行場	2,500m	1,250m(250m増)	すべて	1,250m(250m増)	875m(175m増)	1,500m(300m増)	1,250m(250m増)	-	1,250m(250m増)	1250m	900m	すべて	すべて
発電所	水力	3万kW	1.5万kW	-	1.5万kW	1万kW	0.2万kW	1.5万kW	2.25万kW	1.5万kW	1.5万kW	1.1万kW	1.5万kW	0.75万kW
	火力	15万kW	7.5万kW	5万kW	7.5万kW	5万kW	1万kW	7.5万kW	11.25万kW	7.5万kW	7.0万kW	5.5万kW	5万kW	2.5万kW
	地熱	1万kW	-	-	-	0.35万kW	0.2万kW	0.5万kW	0.75万kW	0.5万kW	0.5万kW	0.35万kW	-	-
	原子力	すべて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	風力	1万kW	0.5万kW	0.15万kW注9)	0.5万kW	0.35万kW注7)	0.75万kW又は10基	0.5万kW	0.75万kW	0.5万kW	0.5万kW	-	0.15万kW	0.075万kW
	太陽光	4万kW	50ha	または 土地の造成面積： 市街化区域：20ha 市街化調整区域：10ha 特定区域：5ha注10)	面積50ha	-	-	20ha注8)	20ha注6)	35ha注8)	40ha注8)	30ha注8)	-	-
	廃棄物最終処分場	30ha	15ha	10ha	15ha注13)	10ha	3ha	新設すべて	25ha	15ha	10ha	8ha	10ha	5ha
公用水面埋立て及び干拓	50ha	25ha	20ha	25ha	17.5ha	埋立5ha、干拓15ha	25ha注12)	40ha	公有水面25ha、 土地改良事業25ha	20ha	16ha	15ha	7.5ha	
土地造成事業	100ha	-	30ha	50ha	35ha	30ha	-	-	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
新住宅市街地開発事業	100ha	-	-	50ha	35ha	-	-	-	50ha	40ha	30ha	-	-	
工業団地整備事業	100ha	50ha (民間開発を 含む)	-	-	-	30ha	50ha(地下水保全 地域は25ha)	-	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
新都市基盤整備事業	100ha	-	-	50ha	35ha	-	-	-	50ha	40ha	30ha	-	-	
流通業務団地造成事業	100ha	-	20ha	50ha	35ha	30ha	30ha	50ha	50ha	40ha	30ha	-	-	
宅地の造成事業	100ha	-	-	50ha	35ha	30ha	30ha	75ha	50ha	40ha	30ha	-	-	
住宅団地の造成	-	-	注10)	50ha	-	30ha	50ha(地下水保全 地域は25ha)	-	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
農用地造成事業	-	-	-	-	-	-	100ha注14)	-	250ha	造成40ha、改良200ha	造成30ha、改良150ha	造成20ha、改良80ha	造成10ha、改良40ha	
その他の造成事業	-	-	注10)	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全 地域は25ha)	75ha	50ha	土地の改変面積40ha	土地の改変面積30ha	20ha(注15)	10ha(注15)	
スポーツ・レクリエーション施設	-	50ha	・都市計画法・第2種特定工 物：注10) ・都市公園・国定公園等 市街化 区	20ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全 地域は25ha)	75ha	50ha	-	-	20ha	10ha	
ゴルフ場	-	30ha	-	-	20ha	30ha	20ha、(5ha増)	50ha	18ホールかつ平均 距離100m、9ホールかつ距離 150m	18ホールかつ平均距離100m、9 ホールかつ50m(9ホール以上増 設)	18ホールかつ平均 距離100m、9ホールかつ距離 150m	20ha	10ha	
畜産施設	-	-	-	-	-	-	豚房施設 0.75ha、増設後0.9ha	-	0.75ha、又は総豚房面積1.5ha	0.75ha	養豚場 0.55ha	豚房、牛房 0.5ha	豚房、牛房 0.25ha	
養殖場の建設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15ha	7.5ha	
土石の採取	-	50ha	注10)	20ha	35ha	-	30ha、変更後50ha	-	50ha	-	-	10ha	5ha	
鉱物の採掘	-	50ha	-	20ha	35ha	-	-	-	-	-	-	10ha	10ha	
下水終末処理場	-	15万人	5万人	15万人	1万m ³ /日	7万人	10万人	-	-	-	-	4万m ³ /日	2万m ³ /日	
廃棄物処理施設	屎尿処理施設	-	-	-	-	100kL/日	100kL/日	100kL/日	100kL/日	100kL/日	100kL/日	-	50kL/日	25kL/日
	廃棄物焼却施設	-	200t/日	50t/日	100t/日	100t/日	4t/時	4t/時又は100t/日 燃料8kL/時	200t/日	100t/日	-	50t/日、PCB施設全て	25t/日、PCB施設全て	
工場・事業場	-	5,000m ³ /日 15万Nm ³ /時	5ha、5,000m ³ /日 4万Nm ³ /時	5,000m ³ /日 4万Nm ³ /時	1万m ³ /日 15万Nm ³ /時	5,000m ³ /日 10万Nm ³ /時	1万m ³ /日(地下水 保全地域においては 0.5万m ³ /日)	1万m ³ /日 10万Nm ³ /時	1万m ³ /日 10万Nm ³ /時	5,000m ³ /日 20万Nm ³ /時	3,750m ³ /日 15万Nm ³ /時	5,000m ³ /日 10万Nm ³ /時	2,500m ³ /日 5万Nm ³ /時	
大規模建築物	-	-	-	10ha又は高さ100m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
墓地・墓園	-	50ha	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
面的整備の複合事業	-	-	-	-	-	30ha	-	-	-	-	-	-	-	
防波堤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000m	500m	
港湾計画	300ha	150ha	150ha	150ha	100ha	100ha	150ha	150ha	150ha	120ha	90ha	150ha	150ha	

注) 1. 網掛けは、環境影響評価条例のみで対象とされている事業を示す。
2. 鹿児島県と沖縄県では、自然公園区域などを特定地域(沖縄県は特別配慮地域)を定め、上記の要件よりも小さい規模(鹿児島県は概ね75%、沖縄県は概ね50%)の事業でも対象としている。
3. 条例によって、事業の種類呼び方は異なる場合がある。
4. 自動車専用道路を指す。
5. 「特別な場合の一般国道」とは、森林計画に定める森林区域を通過する、もしくは島嶼間を橋梁等で通過する一般国道等をいう。
6. 工業地域、工業専用地域は除く。
7. 海岸線から1kmを超える海域に設置するものを除く。
8. 令和3年10月1日施行開始。
9. 特定区域及び500m以内に住環境等がある場合は出力1,000kW以上
10. 市街化区域：20ha以上 市街化調整区域：10ha以上 ※特定区域：5ha以上
※特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号いずれかに該当するもの又は、指すものをいう。
1. 標高60メートル以上の地域 2. ため池又は治水地(池面積2,000平方メートル以上)、河川又は海岸(港湾区域除く) 3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、天然記念物、保安林
11. 都市公園、国定公園、県立公園など 市街化区域：20ha以上、市街化調整区域：10ha以上が対象となる。
12. 干潟等地域(干潟、藻場及び国土利用計画法に規定する自然公園地域)を含む場合は面積5ha以上。
13. 道断面最終処分場は全て。
14. 農用地以外の土地から農用地への地目変換に係るものに限る。